



第5回 負債の会計

(負債とは何か、退職給付、リース会計)

会計と経営のブラッシュアップ
平成 24 年 10 月 29 日
山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務会計論 I II 佐藤信彦著 H23年4月中央経済社発行)(ゼミナール現代会計入門第9版 伊藤邦雄著 H24.3 日本経済新聞社発行)(利速会計入門 井尻雄士著 H2 日本経済新聞社発行)

I. 負債とは何か

義務、債務なのか
マイナス資産か
経営資本か
純資産とともに資産をささえるものか

1. 金融負債の評価（会計基準）

金融負債の評価については、金融商品会計基準等（意見書III、三）において、借入金のように一般的な市場がないか、社債のように市場があっても清算するには事業上の制約があると考えられることから、債務額を貸借対照表価額とし、時価評価の対象としないこととされている。

これは負債の評価についての充分な説明であるか

2. 株主総会における質問

質問：「長期借入金の金利が、短期借入金の金利より明らかに高いが、金利を余計に払っているのではないか？」

回答：「会社は資金の調達、運用を計画的に行っている。中長期的な安定した資金は会社の経営上欠くことはできず、バランスある調達を行っている。」

これは、株主に対して充分な回答をしたことになるのか？

3. 金融商品の時価の開示

平成20年金融商品会計基準の改正により、**金融商品の時価に関する事項**について、次の注記が必要となった。

(1) 金融商品の状況に関する事項

(2) **金融商品の時価等に関する事項**

重要性の乏しいものは省略可であり、保険契約、退職給付債務は除く

金融商品	B/S 計上額	時価(※)	差額
現金及び預金		(※)時価評価の説明	
未収入金、売掛金		"	
買掛金、未払金			
長期借入金			

4. 取り残された負債の時価評価

企業の正しい財政状態を示すためには、資産サイドを時価評価すると同様に、負債サイドも時価評価すべきである。

(社債の例)

- ① 社債の時価発行@97円 97億円
- ② 社債の市場価格の値下り@90円 90億円
- ③ ②-①=△7億円は利益か、正しい表示のためにはどうするか

(保険金の例)

- ① 数10年後に支払保険金の債務計上が必要なら、現在価値評価が必要ではないか

時価評価の対象となる資産が多い場合や、生保のようにALM(資産負債のデュレーション・マッチングを図る手法)を取る企業の場合は、負債を原価のままにしておくことは財政状態の表示に**重大なひずみ**をもたらす。

金利が変動したり、企業の信用度が変化した時、巨額の評価差損益が発生すると考えなければおかしい。

5. 負ののれんについて

1. 正ののれんが資産の定義と合致するとして(超過収益力)、資産に計上されるなら、負ののれんは**マイナスの超過収益力(将来損失評価義務)**として負債(引当金)とすべきである。
2. 即ち、のれんの資産性の3つの要件の反面等とする。
 - ① 経済性便益の存在 (そのマイナス面での存在)
 - ② 当該企業へ帰属する (同左)
 - ③ 貨幣的測定の合理性 (同左)
3. 負ののれんは、将来の含み損失であり、正ののれんと同様に顕在化させて正ののれんのように、B/Sに計上すべきである。具体的負債的引当金ではなく、一般的(抽象的)負債性引当金として、明確な科目を与えるべきである。
例えば、将来の潜在損失発生見込(逆超過収益力)のような科目(実務上の会社評価 H22.1)
4. 単に、次の5のように測定時の誤りや割安購入とすることは問題である。
5. 現状の負ののれんの会計処理は問題である。
 - ① 資産価値修正法 — 測定の不備から生じたと考え、取得した識別可能資産と相殺する
 - ② 即時利益法(H20変更) — 直ちに期間収益として認識する。即ち、割安購入と見る。
 - ③ 繰延利益法(従前) — 独立した負債として認識する。

6. 時価会計の矛盾

(1) 借手と貸手の評価の不一致が発生...

借 手	
	百万円
借入金 100	

貸 手	
貸付金 100	

(業績不調)

借入金 100

貸付金 100

貸倒引当金 $\triangle 50$

50

(2) 通常金利との比較...

借 手	
借入金 100 (金利 10%)	

貸 手	
貸付金 100 (金利 10%)	

通常金利 5%にて還元すると

$$10 \div 0.05 = 200$$



借入金 200 か

$$10 \div 0.05 = 200$$



貸付金 200 か

	借入金 100 (金利 2.5%)

通常金利 2.5%にて還元すると

$$2.5 \div 0.05 = 50$$



借入金 50 か

$$2.5 \div 0.05 = 50$$



貸付金 50 か?

(3) 時価変動時の不一致は放置すべきか

借 手		貸 手	
	百万円		
社債	100	有証	100
(時価下落)			
社債	100	有証	50
		(評価減△50)	

資産の評価の場合と比較して…

(4) 原価主義と時価主義

7. 負債の時価評価

資産サイドについては時価評価が一般的である。しかし、負債サイドではそれが行われているとは言い難い。

取得した社債の時価が下がった時、評価減は行うが、発行した社債の時価が下がった時、評価替は行わない。

時価主義という点からは納得が行かない。

8. 資産の時価評価

9. 利益の時価評価

10. 損失の時価評価

11. 金融商品の時価の開示

金融商品会計基準の平成20年改正により**金融商品の時価に関する事項の注記**が必要となった。

(1) 金融商品の状況に関する事項

(2) **金融商品の時価等に関する事項**

重要性の乏しいものは省略可であり、又保険契約、退職給付債務は除く

金融商品の科目	B/S 計上額	時 價(※)	差 額
現金及び預金			
未収入金、売掛金			
買掛金、未払金			
長期借入金			

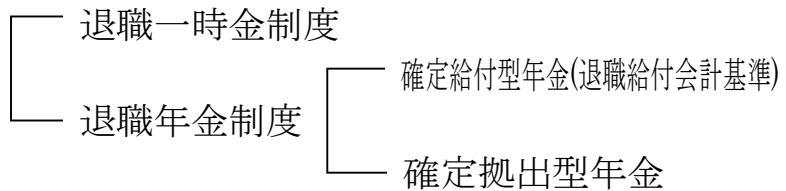
(※)時価評価の説明

II. 退職給付引当金

退職給付とは何か？

労働提供等に対し、後払で、退職以後に支払う一時金又は年金であり、負債として適切な期間配分が必要である

退職給付の支給方法



退職給付引当金



将来の退職給付(退職時の支給額を予測)のうち、当期の負担に属する金額を退職給付費用として、**退職給付引当金**に繰り入れ、残高を負債に計上する。これらは割引計算により測定される。

P/L (事業活動成果)

…… 事業活動における従業員活動の計算の重要性

売上高

原価 (従業員給付)

…… 原価のうちの人工費も同じ

売上総利益

人工費 (従業員給付)

…… 給料、賞与、厚生費、**退職金**、**ストックオプション**

物件費

當業利益

1. 退職一時金制度

従業員の退職に際して一括して退職金を支給する制度である。

(1) 退職一時金の問題点

- ①支給額を一括して支払う
- ②給付源資が特定されない（特定預金にする方法はあるが）
- ③従業員としては回収が不安定
- ④退職引当金の税法積立限度（20%）

(2) 会計処理の統一

従来は、①退職一時金を毎期の費用の発生に基づいてその一部を退職給与引当金に計上したのに対し、②企業年金は、基金に拠出すべき掛金相当額を費用計上していた。そのため、企業間比較が困難であり、不足額がオーバーバランスである点などの問題があった。そこで、退職給付会計基準において、両者同一の基準で、即ち、両者を包括して発生額を P/L において退職給付費用とし、債務残高を B/S において退職給付引当金としてとらえることになった。

(3) 会計処理の仕訳

- ①当期の退職給付費用の計上時

退職給付費用	50,000	／	退職給付引当金(債務)	50,000
--------	--------	---	-------------	--------

- ②退職一時金の支払時

退職給付引当金(債務)	100,000	／	現金預金	100,000
-------------	---------	---	------	---------

- ③年金掛金の支払時（退職給付費用の計上は別途行う）

退職給付引当金(年金)	50,000	／	現金預金	50,000
-------------	--------	---	------	--------

- ④企業年金から本人への年金支給時（仕訳なしでもOK）

退職給付引当金(債務)	70,000	／	退職給付引当金(年金)	70,000
-------------	--------	---	-------------	--------

- ⑤臨時的な支給等時

退職給付費用	20,000	／	現金預金	20,000
--------	--------	---	------	--------

- ⑥前払年金費用の計上時

前払年金費用	50,000	／	退職給付引当金(債務)	50,000
--------	--------	---	-------------	--------

2. 企業年金制度

従業員の退職後に、一定期間または生涯にわたって一定の金額を分割して年金として支給する制度である。

(1) 退職一時金と企業年金

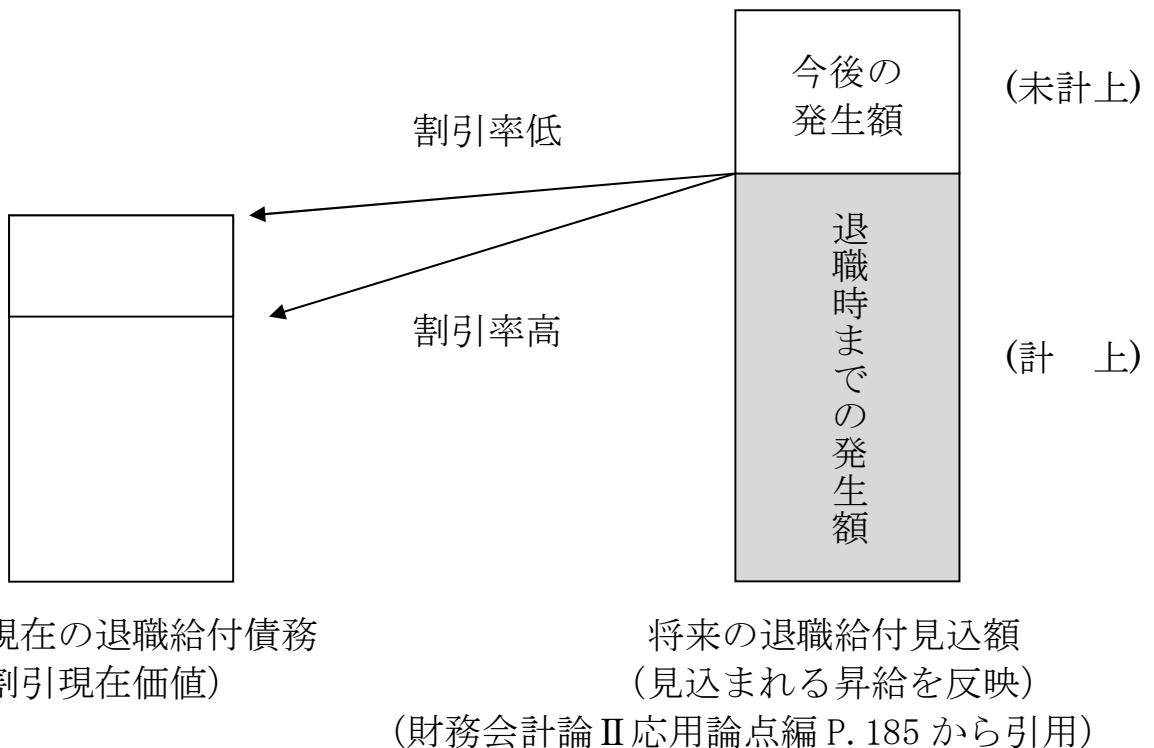
これらの計算に当って、時価(公正価値)評価の考え方を導入している。退職給付債務(年金負債)の算定には**将来の現在価値**を、年金資産(積立資産)については**現在の時価評価**を採用している。

(2) 年金制度のメカニズム

年金資産と年金負債の差額を**年金債務**(退職給付引当金)としてB/Sに計上し、年間の発生分(年金負債の増加分)が**退職給付費用**としてP/Lに計上する。

上記により、退職一時金と企業年金を包括して退職給付としてとらえることとなった。

退職給付債務の概念



3. 退職給付費用の構成

- (1) **勤務費用** — 退職給付見込額のうち、当期に発生したと認められる額を一定の割引率、残存期間に基づき割当てる。
- (2) **利息費用** — 期首の退職給付債務に割引率を乗じて計算する。
- (3) **期待運用収益** — 期首の年金資産の額について合理的に予測される期待運用収益率を乗じて計算する。
- (4) **遅延項目**

①数理計算上の差異

年金費用を構成する勤務費用、利息費用、年金資産の期待収益の計算は、長期的な見積りに基づいた割引率などの仮定が用いられる。その算定は期首(前期末)時点で行われる。そのため期待値と実績値の差異が生まれる。これを数理計算上の差異と呼び、年金費用内訳項目になる。

これらの差異は翌期以降に平均残存勤務費用以内の一定の年数で毎期費用処理される。

- ・割引率の変更差異
- ・退職率、死亡率、昇給率などの差異
- ・期首と期末の人員データなどの差異
- ・運用収益の差異

②過去勤務債務

退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増減分である。これらの差異は平均残存期間以内の一定年数で毎期費用処理しなければならない。

(5) 会計基準変更時差異

退職給付会計基準の適用時に、従来の会計基準との差額を一括して認識したもの。

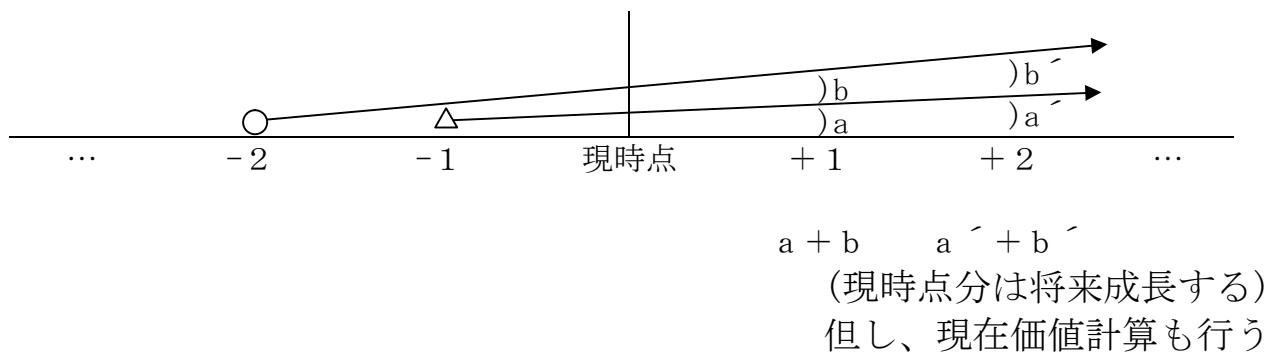
4. 年金負債・年金資産の測定

(1) ネットとしての年金債務(退職給付引当金)

年金債務とは、年金資産と年金負債の差額、ネットの積立不足分である。

(2) 退職給付債務の測定

- ① 従業員の退職以後に支給される各年度の年金給付額を見積もる。
 - ② ①のうち、退職時点での現在価値である退職給付見込み額を計算する。
 - ③ ②を集計して計算時点(貸借対照表日)の年金負債額とする。
- ①～③の計算に当り、退職率や死亡率や将来の確実な昇給額を考慮に入れる。従って、まだ受給権を有していない従業員についても、既に勤務した期間において退職給付見込み額が発生しているととらえ、計算に含めなければならない。



(3) 年金資産の測定

企業年金制度により積立てられた年金資産は期末時点における公正な評価額、即ち時価により評価する。

即ち、年金資産を構成する株式や債権などの市場が成立している場合には、そこで形成された価格が公正な評価額として考えられる。

(4) 遅延項目

過去勤務債務
数理計算上の差異

退職給付引当金

$$= (2) \text{退職給付債務} - (3) \text{年金資産の額} \pm (4) \text{遅延項目の未認識(計上)額}$$

5. 年金費用の測定と認識

(1) 年金費用の項目

- ① 勤務費用 (+)
- ② 利息費用 (+)
- ③ 年金資産の期待収益 (-)
- ④ 数理計算上の差異の費用処理額 (±)
- ⑤ 過去勤務債務の費用処理額 (+)
- ⑥ 会計基準変更時差異の費用処理額 (+)

(2) 勤務費用の測定

当期に新たに発生した退職債務をいう。

10年間勤務して、2,000万円の退職金を受取る人の各期末の退職給付債務は次の通りである。(割引率 2%)

勤務費用と利息費用の計算例(割当額が成長しない場合)

(単位: 万円)

年度	均等割当額	計算式	勤務費用	利息費用	期末退職債務
1	200	$200 \div (1 + 0.02)^{10-1}$	167	0	167
2	200	$200 \div (1 + 0.02)^{10-2}$	171	3	341
3	200	$200 \div (1 + 0.02)^{10-3}$	174	7	522
4	200	$200 \div (1 + 0.02)^{10-4}$	178	10	710
5	200	$200 \div (1 + 0.02)^{10-5}$	181	14	905
6	200	$200 \div (1 + 0.02)^{10-6}$	185	18	1,108
7	200	$200 \div (1 + 0.02)^{10-7}$	188	22	1,318
8	200	$200 \div (1 + 0.02)^{10-8}$	192	26	1,536
9	200	$200 \div (1 + 0.02)^{10-9}$	196	32	1,764
10	200	$200 \div 1$	200	36	2,000
合計	2,000				

(3) 年金資産の期待運用収益

前期までに積み立てられてきた資産を運用することによって得られるであろう収益(値上がり益や配当など)を意味する。

退職給付会計上は期待運用収益率を仮定する。

実際運用収益はマーケットにおける短期的な時価の変動にさらされており、ブレを平準化するための期待収益率が用いられる。

(4) 前払年金費用

設例(1) 退職給付費用（A）、引当金（B）の計算

- ① 期首退職給付債務は 1,380,000 千円、期首年金資産は 540,000 千円である。
なお、期首において差異は一切生じていない。
 - ② 当期における退職年金基金への拠出額は 70,000 千円、退職年金基金からの従業員への支払額は 58,000 千円である。
 - ③ 当期の勤務費用は、127,000 千円である。
 - ④ 退職給付債務計算の割引率は年 4%、年金資産の期待運用収益率は年 2.5% である。
 - ⑤ 当期において、過去勤務債務が 23,000 千円（借方差異）発生し、当期より平均残存勤務期間を 10 年として均等額を償却する。
 - ⑥ 当期において、年金資産に係る数理計算上の差異が 5,000 千円（貸方差異）発生し、当期より平均残存勤務期間を 10 年として均等額を償却する
- (公認会計士試験短答式対策、資格の大原簿記 2011 年版 44 頁から 2011 年 2 月東洋書店発行)

設例(2) 従業員 A に対する当期の退職給付費用

- ① 当期は平成 24 年 3 月 31 日、従業員 A は、平成 25 年 3 月 31 日に退職予定である。
- ② 従業員 A の入社は、平成 20 年 4 月 1 日である。
- ③ 従業員 A の退職時の退職給付見込額は 308,700 円である。
- ④ 当期に退職金規定の改定があり、退職時に支給される金額が 25% 減少することになった。
- ⑤ 割引率は年 5% であり、期間定額基準に基づき退職給付債務を算定している。
- ⑥ 過去勤務費用は 10 年間で償却すること。 (同上 45 頁から)

設例(3) 期首における X 氏の退職給付引当金

- ① 当期は平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日である。
- ② 当社は、当年度初めに退職年金制度を導入した。X 氏は 55 歳で入社し当期首時点で 60 歳、これまでの勤務期間は 5 年であり、当年度末直前に 61 歳になる。
- ③ 当年度の X 氏の年間給与は 5,000,000 円で 65 歳の定年まで 1,000,000 円ずつ昇給するものとする。また、退職年金は、退職時の年俸の 3% の勤続年数分を 66 歳から 10 年間にわたり受け取るものである。
- ④ X 氏は、期末直前に誕生日を迎える。
- ⑤ 割引率は年 5% とし、利率年 5% の 10 年間の年金現価係数は 7.7217 とする。
- ⑥ 問題文から把握できる事項以外は考慮しないこと。 (同上 43 頁から)

設例(1)の解答

(A) 退職給付費用(P/L)の計算

	円		
② 退職給付引当金(年金)	70,000	/	現預金 70,000
② 退職給付引当金(債務)	58,000	/	退職給付引当金(年金) 58,000
③ 退職給付費用 ※	127,000	/	退職給付引当金(債務) 127,000
④ 退職給付費用 ※	55,200	/	退職給付引当金(債務) 55,200
	$1,380,000 \times 4\% = 55,200$		利息
④ 退職給付引当金(年金)	13,500	/	退職給付費用 ※ 13,500
	$540,000 \times 2.5\% = 13,500$		配当
⑤ 過去勤務債務(仮払)	23,000	/	退職給付引当金(債務) 23,000
⑤ 退職給付費用 ※	2,300	/	過去勤務債務(仮払) 2,300
	$23,000 \div 10 \text{ 年} = 2,300$		償却
⑥ 退職給付引当金(年金)	5,000	/	数理計算上差異(仮受) 5,000
⑥ 数理計算上差異(仮受)	500	/	退職給付費用 ※ 500
	$5,000 \div 10 = 500$		償却
		<u>※の計</u>	<u>170,500 円</u>

(B) 退職給付引当金(B/S)の計算

	期首	仕訳(1)	仕訳(2)	仕訳(3)	期末
	円				
退職給付債務	(1,380,000)	58,000	(23,000)		(1,527,200)
		(127,000)			
		(55,200)			
年金資産	540,000	70,000	5,000		570,500
		(58,000)			
		13,500			
過去勤務債務(仮払)			23,000	(2,300)	20,700
数理計算上差異(仮受)			(5,000)	500	(4,500)
退職給付引当金	<u>(840,000)</u>	<u>(98,700)</u>		<u>(1,800)</u>	<u>(940,500)</u>

設例(2)の解答

① 退職給付費用（退職給付費用の発生）

円

退職給付費用	67,200	／ 退職給付引当金	67,200
--------	--------	-----------	--------

H24.3.31期	$308,700 \div 5 \text{年} \times 4 \text{年} \div 1.05 =$	235,200
-----------	---	---------

H23.3.31期	$308,700 \div 5 \text{年} \times 3 \text{年} \div 1.05^2 =$	差引 67,200
-----------	---	--------------

退職給付費用（過去勤務費用の償却）

② 退職給付引当金	58,800	／ 過去勤務費用(仮受)	58,800
-----------	--------	--------------	--------

③ 過去勤務費用(仮受)	5,880	／ 退職給付費用	5,880
--------------	-------	----------	-------

過去勤務費用の計算（H24.3.31期）

規定改定後	$308,700 \times 75\% \div 5 \text{年} \times 4 \text{年} \div 1.05 =$	176,400
-------	---	---------

規定改定前	$308,700 \div 5 \text{年} \times 4 \text{年} \div 1.05 =$	差引過去勤務費用 △58,800
-------	---	---------------------

過去勤務費用の償却	$\triangle 58,800 \div 10 \text{年} = \triangle 5,880$	
-----------	---	--

①-③=61,320

設例(3)の解答

円		
H23.12	5,000,000	(61才)
H24.12	6,000,000	(62才)
H25.12	7,000,000	(63才)
H26.12	8,000,000	(64才)
①退職時の年報 H27.12	9,000,000	(65才)

②当年度末（H23.12）までに発生した退職年金

9,000,000 $\times 3\% \times 5 \text{年}$ (既勤務期間)	=	1,350,000 (a)
--	---	---------------

↓

65才における割引現在価値 (a) $\times 7.7217$	=	10,424,295 (b)
-----------------------------------	---	----------------

↓

現在価値計算 (b) $\div 1.05^5$	=	8,167,708
--------------------------	---	-----------

退職給付に係る会計基準

(1) 設 定(平成 10 年 6 月 16 日企業会計審議会、 平成 20 年 7 月 31 日 ASBJ)

企業年金に係る情報は、投資情報としても、企業経営の観点からも極めて重要性が高まっている。

企業年金等に係る会計基準を設定することにより、年金資産や年金負債の現状を速やかに明らかにするとともに、企業の負担する退職給付費用について適正な会計処理を行っていくことが必要である。

(2) 退職給付債務

一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に従業員に支給される給付(以下「退職給付」という。)のうち認識時点までに発生していると認められるものをいい、割引計算により測定される。

(3) 年金資産

企業年金制度に基づき退職給付に充てるために積み立てられている資産をいう。

(4) 勤務費用

一期間の労働の対価として発生したと認められる退職給付をいい、割引計算により測定される。

(5) 利息費用

割引計算により算定された期首時点における退職給付債務について、期末までの時の経過により発生する計算上の利息をいう。

(6) 過去勤務債務

退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分をいう。なお、このうち費用処理(費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。以下同じ。)されていないものを未認識過去勤務債務という。

(7) 数理計算上の差異

年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異をいう。なお、このうち費用処理されていないものを未認識数理計算上の差異という。

(8) 回廊アプローチ

退職給付債務の数値を毎期末時点において厳密に計算し、その結果生じた計算差異に一定の許容範囲(回廊)を設け、当該一定の範囲内は数理計算上の差異は認識しないという処理方法をいう。

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)
(同書を読んで検討して下さい)

問題1 (226)

「企業会計上の個別問題に関する意見第二 退職給与引当金の設定について」に基づき、わが国における退職金の性格を述べ、あわせて退職給付引当金設定の必要性について述べなさい。

〈基本問題〉

- (1) 引当金の設定要件について説明しなさい。
- (2) 引当金の設定論拠について説明しなさい。
- (3) 退職給付についての基本的考え方について述べなさい。
- (4) 退職給付に係る会計基準に基づき、退職給付債務の計算方法について述べなさい。
- (5) 退職給付に係る会計基準に基づき、退職給付費用の構成要素をあげ、それぞれについて説明しなさい。

1. (1)～(3)

わが国における退職金は、基本的には賃金の後払の性格をもっているが、勤続に対する功績報償及び老後の生活保障という性格もある。

従って、退職金支出は、支出以前の期間に労働の費消に伴って発生し、これを期間損益に反映させるために期間帰属に基づいて当期の費用として認識する必要がある。

- (4)前述
- (5)前述

問題 2 (230)

退職給付会計に関する次の各間に答えなさい。

- 問 1 各期の退職給付の発生額を見積もる方法としては、①勤務期間を基準とする方法、②全勤務期間における給与総額に対する各期の給与額の割合を基準とする方法及び、③退職給付の支給倍率を基準とする方法がある。わが国の会計基準がいずれの方法を採用しているか、理由を付して述べなさい。
- 問 2 累積給付債務及び予測給付債務について説明し、わが国の会計基準がいずれの概念に依拠しているか述べなさい。
- 問 3 小規模企業等において簡便法を適用する場合、退職給付債務はどのように計算されるか。退職一時金制度（適格退職年金制度等に移行している部分はない）を前提に説明しなさい。
- 問 4 回廊アプローチと重要性基準とを比較して説明しなさい。

1. ①が国際的にも合理的で簡便な方法と考えられており、わが国も原則的にこの方法による。②も合理的と考えられる。③は支給倍率が各期の労働の対価と認められる場合を除く以外は適当ではない。
2. (1)累積給付債務は、測定日現在の給付水準に基づき計算する(ABO)。(2)予測給付債務は、測定日までの勤務に対し、退職給付制度の給付算定方式及び将来の給与水準に基づいて算定された将来給付の現在価値をいう(PBO)。わが国の会計基準は(2)の概念に依拠している。
3. ①の方法

$$\text{退職給付債務} = \text{期末自己都合要支給額} \times \text{比較指標} (\text{初年度原則法} / \text{期末初年度自己都合要支給額})$$
②の方法

$$\text{退職給付債務} = \text{期末自己都合要支給額} \times \text{割引率及び昇給率の各係数}$$
③の方法

$$\text{退職給付債務} = \text{期末自己都合要支給額}$$
4. 回廊アプローチとは、数理計算上の差異について一定の範囲内は認識しない取扱いをいい、重要性基準とは、計算基礎の決定にあたって合理的な範囲で重要性による判断を認める取扱いを言う。
前者はその都度を超える時、その超えた部分を償却(費用)処理するのに対し、後者は、以後その金額を費用処理することをいう。

III. ストック・オプションの会計

(1) ストック・オプション

上場企業の50%弱が制度を導入している。

会社の役職員対し、報酬として付与する新株引受権である。これにより、あらかじめ決められた価格で株式を購入できるため、自社の株価が上昇すれば権利行使及び売却により、より多くの利益を得ることができ、業績向上に対してモチベーションが向上する。

1人当たりの数千万円のキャピタル・ゲインを得た例もまれではない。

(2) 方法とメリット

新株引受権方式（金庫株、又は新株発行による。）

付与されたストック・オプションは他人に譲渡できない。

自己株取得の弾力化と株式の需給バランス。インセンティブシステムとして有効。

(3) 会計処理

ストック・オプションの数は1個、付与決議日は2010.10.1、無償、権利確定日は2011.9.30、公正価格は1,000円。

(1) 付与決議日 (2010.10.1)

対価が発生しないため会計処理は行われない。

(2) 決算期末 (2011.3.31)

株式報酬費用	500	／	新株予約権	500
--------	-----	---	-------	-----

(3) 権利確定日 (2011.9.30)

株式報酬費用	500	／	新株予約権	500
--------	-----	---	-------	-----

(4) 権利が放棄された場合 (2011.9.30)

新株予約権	1,000	／	新株予約権戻入益	1,000
-------	-------	---	----------	-------

ストック・オプション等に関する会計基準

(1) 設 定(平成 17 年 12 月 27 日 最終改正平成 20 年 12 月 26 日 ASBJ)

平成 13 年 11 月の商法改正において新株予約権制度が導入されたことに伴う、ストック・オプション取引の会計処理及び開示を明らかにすることを目的とする。

(2) 自己株式オプション

自己株式を原資産とするコール・オプション(一定の金額の支払により、原資産である自社の株式を取得する権利)をいう。新株予約権はこれに該当する。

(3) ストック・オプション

特に企業がその従業員等に報酬として給付されるものをいう。
権利確定条件には、勤務条件や業績条件がある。

(4) 行使価格

権利行使にあたり、払込むべきものとして定められたストック・オプションの単位当たりの金額をいう。

(5) 付与日

ストック・オプションが付与された日をいう。募集新株予約権の割当日がこれにあたる。

(6) 権利行使日

権利の行使により、行使価格に基づく金額が払い込まれた日をいう。

(7) 公正な評価額

市場価格(市場、気配値、指標その他の相場価格)に基づいた価額。
市場価額がない場合は、合理的に算定された価額をいう。

(8) 対象勤務期間

ストック・オプションと報酬関係にあるサービスの提供期間であり、付与日から権利確定日までの期間をいう。

(9) 勤務条件

条件付のものにおいて、従業員等の一定期間の勤務や業務執行に基づく条件をいう。

(10) 失効

権利行使されないことが確定することをいう。

(11) 条件変更

付与したストック・オプションに係る条件を事後的に変更し、公正な評価単位、数、合理的な費用計上期間のいずれかを意図して変動させることをいう。

(12) 会計処理

・(付与日の処理)

従業員等から取得するサービスを費用として計上し、対応する金額を権利の行使又は失効が確定するまでの間、B/S の純資産の部に新株予約権として計上する。

・(各会計期間)

ストック・オプションの公正な評価額のうち当期に発生したと認められる額を計算する。

・(権利確定日)

新株を発行した場合には、新株予約権として計上した額のうち、対応する部分を払込資本に振替える。

(13) 未公開企業における取扱い

IV. リース会計

1. リース取引の定義と分類

(1) オペレーティング・リース取引—通常の賃貸借に準じて会計処理を行う

- ①重要性が乏しいもの ②リース期間が1年以内のもの
③1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引

ファイナンスリース取引(2)、(3)とは、

リース契約に基づくリース期間の途中において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が当該契約に基づき使用する物件（リース物件）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、使用に伴うコストを実質的に負担することになる取引をいう。なお、実質的な負担の判断基準としては①現在価値基準(90%基準)と②経済的耐用年数基準(75%基準)がある。

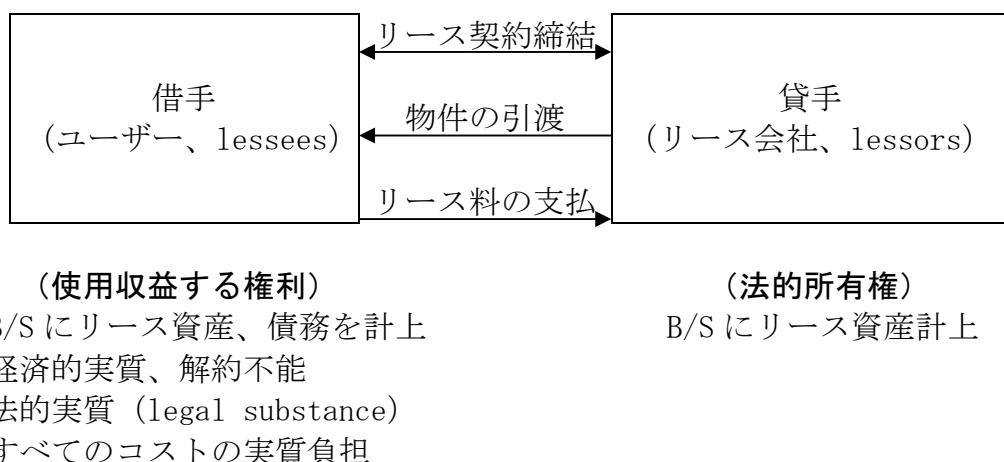
(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に準じて会計処理を行う(次頁(2)①、②に当るもの)
(B/S 計上額、耐用年数、残存価額が(3)と異なる)

(3) 所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引により会計処理を行う

ファイナンス・リース取引とは、フルペイアウト（経済的実質の観点から、リスクと経済価値の実質的移転に注目する）、即ち資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて移転するリースをいう。



2. 借手のリース取引（以下、主として借手の取引処理）

(1) オペレーティング・リース取引

下記 2,3 以外のリース取引

解約不能のものは、貸借対照表日後 1 年内のリース期間に係るものと、1 年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記する。

(基準 15 項、22 項)

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引と会計処理

① 現在価値基準（90%ルール）又は②

リース料総額の現在価値が、借手の現金購入見積額のおおむね 90% 以上であることをいう（中古市場等も勘案）

② 経済的耐用年数基準（75%ルール）

解約不能のリース期間が、リース物件の経済的耐用年数のおおむね 75% 以上であることをいう

③ 会計処理は、リース物件とこれに係る債務をリース資産及びリース債務として計上する。計上に当っては、原則として、リース契約締結時に合意されたリース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額（利息法）を控除する。

- ・ B/S 計上額は、公正評価額（貸手の購入価額が不明の時は、借手の見積現金購入価額）と現在価値のいずれか低い価額とする
- ・ 耐用年数はリース期間とする
- ・ 残存価額はゼロとする

(3) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① 上記

② 上記

③ 所有権移転条項

④ 割安購入選択権

⑤ 特別仕様物件

3. リース取引に関する会計基準

(1) 設 定(平成5年6月17日 企業会計審議会 改正平成19年3月30日 ASBJ)

リース取引に係る会計処理を定めることを目的とする。

(2) リース取引

特定の物件の所有者たる貸手(レッサー)が、当該物件の借手(レッシー)に対し、**合意された期間**(以下「リース期間」という。)にわたりこれを**使用収益する権利**を与え、借手は、**合意された使用料**(以下「リース料」という。)を貸手に支払う取引をいう。

(3) ファイナンス・リース取引

リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる**経済的利益を実質的に享受する**ことができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる**コストを実質的に負担する**こととなるリース取引をいう。なお、これに準ずるリース取引とは、法的形式上は解約可能であるとしても、解約に際し相当の違約金を支払わなければならない等の理由から**事実上解約不能**と認められるリース取引をいう。

(4) 「当該契約に基づき使用する物件からもたらされる**経済的利益を実質的に享受する**」とは、当該リース物件を自己所有するとするならば得られると期待されるほとんどすべての**経済的利益を享受**することをいう。

(5) 「当該リース物件の使用に伴って生じる**コストを実質的に負担する**」とは、当該リース物件の**取得価額相当額**、維持管理等の費用、陳腐化によるリスク等のほとんどすべての**コストを負担**することをいう。

(6) オペレーティング・リース取引

ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。

(7) リース取引開始日

借手が、リース物件を**使用収益する権利**を行使することができた日をいう。

(8) 所有権移転ファイナンス・リース取引

ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるリース取引をいう。

(9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるリース取引以外のリース取引をいう。

4. リース会計基準が適用される会社

- (1) 上場会社並びにその子会社及び関連会社、CPなどの有価証券発行会社、株主数が500以上の会社などの金融商品取引法の適用を受ける会社など
- (2) 会計監査人を設置する会社及びその子会社
- (3) (1)、(2)以外の中小企業については、通常の賃貸借取引に準じて会計処理を行うこともできる。この場合には、未経過リース料を注記することになっている。

5. 税務におけるリース取引

- (1) 会計基準でいうファイナンスリース取引を意味し、判定基準としてはおむね90%基準により、75%基準はない。
- (2) 税務上のリース資産の償却方法はリース期間定額法のみを認めている。
(会計上は、定額法、級数法、生産高比例法等も経済実態から選択可能である。)
- (3) 消費税法上は、リース資産の引渡しを受けた日の課税期間に仕入控除(一括)を行う。

設例 借手の会計処理

- (1) 期首に機械のリース契約を締結し、事業の用に供する。
- (2) 所有権移転条項、割安購入選択はなく、特別仕様ではない。
- (3) 解約不能のリース期間：4年
- (4) 借手の見積現金購入価格：7,800千円
- (5) 年々のリース料：2,000千円（各期末に支払う）
- (6) リース物件の経済的耐用年数：5年
- (7) 借手の減価償却方法：定額法（耐用年数：リース期間）
- (8) 借手の追加借入利子率：2%

(計算)

	1	2	3	4	計
リース料	2,000	2,000	2,000	2,000	8,000
現価	1.02 ⁻¹	1.02 ⁻²	1.02 ⁻³	1.02 ⁻⁴	3.808
元本	1,961	1,922	1,885	1,848	7,616
利息	39	78	115	152	384

借手の利息法のスケジュール

年度	①期首元本 千円	②リース料	③利息分	④元本分	⑤期末元本
1	7,616	2,000	152	1,848	5,768
2	5,768	2,000	115	1,885	3,883
3	3,883	2,000	78	1,922	1,961
4	1,961	2,000	39	1,961	0
合計		8,000	384	7,616	

(1年目の仕訳)

機 械	7,616	/ リース債務	7,616	※1	(期首)
					(期末)
リース債務	1,848	/ 現預金	2,000		
支払利息	152			※2	
減価償却費	1,904	/ 減価償却累計額	1,904	※3	(〃)
リース債務	3,883	/ 長期リース債務	3,883		(〃)

※1 $2,000 \text{千円} \times 3.808 = 7,616 \text{千円} < 7,800 \text{千円}$

(リース料の現在価値) (見積現金購入価額)

借手の貸借対照表計上価額は、公正評価額（貸手の購入価額、または借手の見積購入価額）と現在価値とを比較し、いずれか低い方の価額とする。（適用指針22項）

※2 $7,616 \text{千円} \times 2\% = 152 \text{千円}$

※3 $7,616 \text{千円} \div 4 \text{年} = 1,904 \text{千円}$

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)
(同書を読んで検討して下さい)

問題1 (156)

リース取引に関する次の各間に答えなさい。

- 問1 リース取引をファイナンス・リース取引と判定する基準について説明しなさい。
- 問2 わが国のリース取引に係る会計基準では、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができるとされていたが、これについては、廃止論と存続論が対立していた。リース取引の経済的実質の観点から、両者の論拠を述べなさい。

〈基本問題〉

1. 資産の概念について論じなさい。
2. リース取引に関する会計基準が公表されるに至った背景について述べなさい。
3. リース取引の定義を述べなさい。
4. リース取引のうち、ファイナンス・リース取引の要件について説明しなさい。
5. ファイナンス・リース取引及びオペレーティング・リース取引に係る借手側の会計処理及び開示について、理由を付して述べなさい。

1. (1)現在価値基準 — 前述
(2)経済耐用年数基準 — "
2. (1)廃止論 — 資産を割賦購入する場合と同様であり、経済的実質に従うべきであるとする理由、及び財務諸表の比較可能性などがある。
(2)存続論 — 物融、取引(賃貸)であるとする。結果的には金融であり論拠はうすい。
但し、リース会社は、リース期間中は減価償却計算、固定資産税の納付、申告を行う。また、物件の返還等の場合は所有者としての責任や義務が残る。

問題 2 (162)

リース取引に関する会計基準では、借手側において、ファイナンス・リース取引に係るリース物件の取得価額を算定する場合に、なぜリース取引開始時に合意されたリース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によることを原則としたのか。その理由を述べなさい。

〈基本問題〉

1. 資産の取得価額決定の論理について説明しなさい。
2. リース物件の取得価額決定の論理について述べなさい。
3. ファイナンス・リース取引に係るリース物件を資産として貸借対照表に計上する場合の取得価額決定方法について、割賦購入資産と関連させて説明しなさい。

1. 取得価額の決定は、当該資産の取得に要した対価(支払対価主義)とされ、リース開始時の既現金払額(現在価値)としている。
2. 従って将来発生するであろう利子の部分を除去すべきとなる。即ち、利息は時の経過とともに発生するものであり、本来、取得価額には含めるべきではない。
3. 割賦購入資産の取得価額の決定についても上記と同様に処理すべきである。割賦購入の場合の会計処理は、これまで、利息を取得価額に含めて処理する方法と、含めない方法が認められており、利息部分が明確に把握できないとして後者の方法を取られる場合が多くあった。しかし乍ら、分割払が長期化すればするほど利息は大きくなり、現金購入の場合との取得価額の差が大となり、本来の資産価額と乖離する。
上記 1, 2 と同様に処理すべきである。

問題3 (166)

リース取引に関する次の各間に答えなさい。

- 問1 企業会計基準委員会では、改正前会計基準（リース取引に係る会計基準）に対するどのような問題意識のもと、リース取引に関する会計基準についての審議を行ったか、（例外主義に対する）主な点を2つあげなさい。
- 問2 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、所有権移転ファイナンス・リース取引のような物件そのものの売買とは異なる性格を有するという考え方がある。
- (1) この考え方について説明しなさい。
 - (2) この考え方による場合、現行のリース取引に関する会計基準に示されている会計処理とは異なる会計処理を行わなければならぬ可能性が生じる。それはどのような会計処理か、借手側の観点から述べなさい。
 - (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、どのような点で所有権移転ファイナンス・リース取引と異なる性質を有するか、(1)以外の性質を2つあげなさい。
- 問3 リース取引に関する会計基準及びリース取引に関する会計基準の適用指針によると、土地、建物等の不動産のリース取引についても、他の資産のリース取引と同様に、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかを判定することとされている。(1)土地のリース取引は、どのように判定するか述べなさい。また、(2)土地と建物等を一括したリース取引は、どのように判定するか述べなさい。

1. (1)借手はリース料の支払義務を負っており、B/S上の債務を計上すべきである。
 (2)本来、代替的な処理が認められるのは異なった経済実態に異なる会計処理の適用が可能で、事実をより適切に伝えられる場合のみである。
2. (1)資産取得による金融取引ではなく、物融、賃貸借取引（使用権）であり、このような使用権を資産計上する必要はない。
 (2)使用権を資産計上するという会計理論が必要であり、オペレーティングリースの資産計上という問題が発生し、現実的ではない。
 (3)①経済的にリース物件の売買という性格を有する一方で、法的に賃貸借の性格を有する。
 ②借手がリース料（賃料）として、リース期間中の定額のキャッシュフローを確定する

3. (1)土地の耐用年数は無限であり、リース期間終了後の買取が予想されない時はオペレーティングリースとすべきである。
(2)(1)と同様にオペレーティングリースと考えるか、合理的な方法で土地と建物を区分すべきである。

〈基本問題〉

1. リース取引に関する会計基準に基づき、リース取引を分類しなさい。
2. リース取引に関する会計基準に基づき、借手側及び貸手側におけるファイナンス・リース取引の会計処理について説明しなさい。
3. リース取引に関する会計基準に基づき、借手側及び貸手側におけるファイナンス・リース取引の表示について説明しなさい。
4. リース取引に関する会計基準に基づき、借手側及び貸手側におけるファイナンス・リース取引の注記について説明しなさい。

1. 本文参照
2. 会計基準参照
3. 会計基準参照
4. 会計基準参照

会計基準に基づく貸手側の会計処理

1. ファイナンス・リース取引の会計処理

貸手は、リース取引開始日に、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により、所有権移転ファイナンス・リース取引についてはリース債権として、所有権移転外ファイナンス・リース取引についてはリース投資資産として計上する。

貸手における利息相当額の総額は、リース契約締結時に合意されたリース料総額及び見積残存価額の合計額から、これに対応するリース資産の取得価額を控除することによって算定する。当該利息相当額については、原則として、リース期間にわたり利息法による配分する。

2. オペレーティング・リース取引の会計処理

オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

3. ファイナンス・リース取引の表示

所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産については、当該企業の主目的たる営業取引により発生したものである場合には流動資産に表示する。

4. ファイナンス・リース取引の注記

リース投資資産について、将来のリース料を收受する権利（以下「リース料債権」という。）部分及び見積残存価額（リース期間終了時に見積られる残存価額で借手による保証のない額）部分の金額（各々、利息相当額控除前）並びに受取利息相当額を注記する。ただし、重要性が乏しい場合には、当該注記を要しない。